○農林水産省告示第七百二十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第30876号 令和７年５月15日	Oryza sativa L.	あいちのこころ	25	愛知県経済農業協同組合連合会 愛知県名古屋市中区錦三丁目３番８号 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	令和２年７月９日

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30876号 令和７年５月15日	Oryza sativa L.	あいちのこころ	愛知県経済農業協同組合連合会 愛知県名古屋市中区錦三丁目３番８号 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の指定国に種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　論

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
村上市猿沢字下野一一六一番四から同市猿沢字下野一一四六番一まで	前 後	二一・〇〇～二一六・二五 二一・〇〇～二三六・五〇	〇・〇五三キロメートル 〇・〇五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
福山市大門町一丁目一〇〇八番一から同市大門町一丁目二二八番まで	前 後	二六・三二～二七・五一 二六・三二～二七・九八	〇・〇八四キロメートル 〇・〇八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　森田　康夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦字小浦二五一四番一まで	前 後	一四五・七六～一六〇・九四 一四五・七六～一七四・四七	〇・〇二八キロメートル 〇・〇二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十七号